

Q

19

保佐人の任務の終了

- 1 保佐人に選任されましたが、保佐人の任務はいつまで続くのですか。
- 2 保佐人の任務を終えるときには何をしたらいいでしょうか。



A

- 1 保佐人の任務が終了するのは、①被保佐人が死亡したとき、②被保佐人の判断能力が回復して保佐開始の審判が取り消されたとき、③保佐人が辞任したとき、④保佐人が解任されたときです。
- 2 財産管理について代理権を付与されている場合、任務を終了する際に、財産の引継ぎをする必要があります。保佐人は、それまで管理していた被保佐人の財産について、管理の計算をし、それを家庭裁判所に報告し、相続人又は被保佐人若しくは新しい保佐人に引継ぎをして任務が終了します。

【被保佐人が死亡したとき】

被保佐人が死亡したときには、すみやかに家庭裁判所に連絡してください。戸籍又は除籍の謄本等を提出していただくなど、必要な手続についてご説明いたします。また、東京法務局にも、終了の登記の申請書を提出してください（後記「法務局関係申請書」参照）。

財産管理について代理権を付与されている場合には、管理していた財産を相続人に引き継いでください。

【被保佐人の判断能力が回復して保佐開始の審判が取り消されたとき】

判断能力が回復して、保佐人が必要なくなった場合には、家庭裁判所に「保佐開始の審判の取消」の申立てをしてください。取消の決定が出たら、保佐人の任務は終了します。

この場合、被保佐人であったご本人に財産を引き継ぎます。

【保佐人が辞任するとき又は解任されたとき】

辞任についてはQ 18を、解任についてはQ 1【保佐人の責任】をご覧ください。

《財産管理について代理権を付与されている場合》

【管理の計算】

保佐人の任務が終了してから2か月以内に、それまで行っていた財産管理の収支について計算をしなければなりません。保佐監督人が選任されている場合は、保佐監督人が立ち会わなければなりません。

計算が終わったら、その結果を、財産を引き継ぐ相手と家庭裁判所に報告してください。

* 万一、保佐人ご自身が死亡したときは、ご親族のどなたかが家庭裁判所に連絡してください。被保佐人の権利保護に支障をきたさないよう、すみやかに後任の保佐人を選ばなければならないからです。

また、新しい保佐人への財産の引継ぎは、ご親族にお願いすることになります。